

北海道地方年金記録訂正審議会議事録（第 12 回総会）

日時：令和 7 年 4 月 23 日（水）15 時 00 分～

会場：年金審査課 会議室

○事務局（年金審査課長補佐）

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から、北海道地方年金記録訂正審議会第 12 回総会を始めさせていただきます。

わたくしは、当審議会の事務局を務めます、北海道厚生局年金審査課長補佐の菊池と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

恐縮ですが、着席させていただきます。

本会議の発言につきましては、議事録作成のために録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

加えて、北海道厚生局のホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましてもご了承くださいと思います。

続きまして、委員の任命についてご報告させていただきます。

荒委員が任期満了のため退任され、後任として 4 月 10 日付で長野委員が任命されております。

また、岡崎委員が再任となっております。

本来であれば、直接任命通知をお渡しすべきところではございますが、あらかじめ机の上にお配りさせていただいておりますので、恐縮ではございますが内容のご確認をお願いいたします。

長野委員におかれましては、本総会から初めて審議に加わっていただくことになります。改めてご紹介をいたします。

長野委員です。

それでは、本日の議事に先立ちまして、北海道厚生局 一瀬局長よりご挨拶申し上げます。

○北海道厚生局長

北海道厚生局長の一瀬でございます。

北海道地方年金記録訂正審議会の第 12 回総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席を賜り感謝申し上げますとともに、日頃より、年金事業の適正な運用と円滑な推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

また、当審議会委員の任期満了に伴い、再任又は新任として、委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

さて、年金記録の確認及び訂正の仕組みにつきましては、平成 19 年度に創設され、平成 26 年度までは、総務省の年金記録確認第三者委員会が担当し、その後、恒常的な年金記録訂正手続として、厚生労働省が担当しております。

令和 6 年度の受付件数は、令和 5 年度と比較して減少したと聞いておりますが、決定件数を見ると、令和 5 年度が 58 件であったところ、令和 6 年度は 74 件の決定がされたということで、口頭意見陳述の開催を含め、皆様方には、多大なご尽力を賜り、誠にありがとうございました。

この年金記録の確認及び訂正は、一過性のものではなく、恒常的な問題として、引き続き今後の動向を注視する必要があると考えております。

なお、年金制度は、国民の一人一人に対しまして、非常に長期にわたり、関わりを持つ制度でございます。

また、年金を受給する上で、その年金受給額の基礎となりますのが年金記録となります。

委員の皆様におかれましては、国民の皆様から提出されました年金記録の訂正請求について、引き続き中立的かつ、ご専門の立場でご審議いただき、公平・公正、かつ客観的なご判断にお力添えいただきますようお願いいたします。

最後に、本年度も引き続き、円滑なご審議をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局（年金審査課長補佐）

一瀬局長におかれましては、この後の用務のため、退席されます。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局出席者を紹介いたします。

合田年金管理官でございます。

合田でございます。よろしくお願いいたします。

笠井年金審査課長でございます。

笠井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

岩倉管理係長でございます。

岩倉でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○事務局（年金審査課長補佐）

議事に入る前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

「議事次第」に続きまして、「資料」としまして、

【議題 1】 会長代行及び部会長代理の指名について

【議題 2】 令和 6 年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

の合計 2 点となっております。

資料に不足等はございませんでしょうか。

ご確認ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

毛利会長、よろしくお願いいたします。

○毛利会長

ただいまから、北海道地方年金記録訂正審議会第 12 回総会を始めます。

まず、議事に入る前に、会議の公開・非公開の取扱いについて判断いたします。

審議会運営規則第 9 条では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とあります。

個人情報保護や公開することによって、本審議会の運営に支障をきたす内容が含まれていない議題 1 及び議題 2 については、公開とさせていただきます。

なお、個人情報保護や、公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容については、議題 3 の「その他」でご議論いただき、非公開とさせていただきます。

また、事務局が、審議会運営規則第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定により議事要旨を作成し、会議資料や議事録と合わせて、北海道厚生局ホームページで公開します。

なお、議事録については、同条第 4 項の規定に基づき、議事録の署名人として、私のほか、齊藤委員と阿部委員の 2 名を指名しますので、事務局は議事録の整理ができ次第、私と齊藤委員、阿部委員に送付し、確認の上、署名をしてもらってください。

齊藤委員、阿部委員はよろしくお願いします。

それでは、本日の会議の成立について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（年金審査課長）

年金審査課長の笠井でございます。

本日の会議は、委員総数5名に対しまして、5名の委員の皆様にご出席をいただいております。

過半数を満たしておりますので、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

【議題1】 会長代行及び部会長代理の指名について

○毛利会長

それでは、議題に入らせていただきます。

最初の議題は、「会長代行及び部会長代理の指名について」でございます。

これまで、会長代行及び部会長代理を務めていただいております、荒委員の任期満了に伴い、改めて会長代行及び部会長代理を指名する必要があるがございます。

お手元の「資料1」をご覧ください。

会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」とされています。

また、同規則の第6条第5項において、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされています。

これらの規定に基づき、私の方で「会長代行」及び「部会長代理」を指名させていただきます。

事務局は、「会長代行」、及び「部会長代理」の指名に関する資料の配付をお願いいたします。

※追加資料配付

○毛利会長

それでは、ただいま配付いたしました「追加資料」をご覧ください。

まず、会長代行には、岡崎委員を指名いたします。

岡崎会長代行におかれましては、委員の改選期等において、会長が欠けている時は、会長代行としての職務をお願いすることになります。

続いて、「部会長代理」を指名します。

第一部会は、阿部委員、岡崎委員、齊藤委員、長野委員と、私の5名で構成され、部会長は私が兼任しております。

部会長代理については、岡崎委員に兼任をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

「会長代行」及び「部会長代理」の指名については以上となります。

また、今後の審議会総会及び部会の開催は、必要な都度、私が招集することになります。

委員の皆様におかれましては、北海道厚生局長から諮問のあった、年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、岡崎会長代行から一言ご挨拶をお願いできればと思います。

○岡崎委員

このたび、会長代行及び部会長代理の指名をいただいた岡崎でございます。

未熟者でございますが精一杯やらさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○毛利会長

よろしくお願いいたします。

【議題2】 令和6年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

○毛利会長

続きまして、議題の2に入りたいと思います。

令和6年度年金記録訂正請求の受付・処理状況についてでございます。

事務局から説明をお願いできますでしょうか。

○事務局（年金審査課長）

それでは、お手元に配布しております「議題2 令和6年度 年金記録訂正請求の受付・処理状況について」、恐縮でございますが、座ったまま説明をさせていただきます。

まずおめくりいただいて、1ページでございます。

平成19年度から、総務省に第三者委員会が設置され、訂正請求の対応をしてきたわけですが、資料としましては、平成22年度以降の北海道における受付件数と処理件数の推移を掲載してございます。

上段の受付件数についてですが、平成22年度に2,872件ということで、19年

度から見てもですね、平成 22 年度が受付件数のピークとなっておりまして、翌年度以降の受付件数は減少となり、北海道厚生局に年金審査課が設置された、平成 27 年度の受付件数は 141 件でした。

その後、令和 3 年度は 111 件であったものの、令和 3 年度以外の年度は 60 件から 90 件台で推移していたところ、令和 6 年度につきましては、直近数年の中ではやや少なめの 59 件の受付となりました。

続いて、下段の処理件数についてですが、決定した件数のほかに、取下げられた件数も含んでいます。こちらでも受付件数と同様に、平成 22 年度の処理件数をピークに、北海道厚生局に年金審査課が設置された、平成 27 年度の処理件数は 108 件でした。

その後、令和 3 年度は 107 件と若干多めであったものの、令和 3 年度以外の年度については 60 件から 80 件台で推移しておりまして、令和 6 年度は、直近数年の中ではやや多めの 84 件の処理となりました。

受付件数がやや少なめの中、処理件数がやや多かった要因は、令和 5 年度において、一事業所にかかる賞与案件が、令和 5 年度末までに多く受け付けられたことから、令和 6 年度の繰越件数が例年より多い 36 件であったためと考えられます。

続いて、2 ページをご覧ください。

上段左側の棒グラフは、北海道地方年金記録訂正審議会における不訂正事案件数と口頭意見陳述の実施状況でございます。

不訂正事案とは、年金記録訂正の請求を受付けたものの、当局の調査結果から、審議会において、年金記録訂正を行わなかった事案となります。

口頭意見陳述の実施件数については、令和 5 年度は、口頭意見陳述の実施がなかったわけで、15 の 0 となっている。

この 0 とは、口頭意見陳述がなかったということですが、令和 6 年度については、不訂正事案 22 件に対して、口頭意見陳述は 5 件の実施となりました。

また、5 件の実施の中には、刑務所において実施した事例や、電話による口頭意見陳述を実施した事例もございました。

さらに、口頭意見陳述の実施を希望した請求者に対し、請求期間が同じであって、かつ再検討すべき新たな関係資料がないとして、口頭意見陳述を実施しないと判断いただいた事例もあり、委員の皆様方には、多大なるご尽力を賜り、感謝しているところでございます。

上段右側の囲いの中は、当審議会の部会の体制及び委員数、そして部会開催数と 1 回当たりの平均審議件数の推移です。

部会の体制につきましては、平成 27 年度当初は、3 部会制で、1 部会に 4 人の委員で、総勢 12 人の委員で行ってございましたが、受付件数の減少に伴い、規模を縮小していき、令和元年度より、現在の 1 部会 5 人の委員体制となっております。

部会の開催数につきましては、令和6年度の部会開催数は20回、1回あたりの平均審議件数は、3.90件となっております。

言い換えますと、令和6年度については20回、北海道厚生局にご足労いただき、1回の部会で約4件のご審議をいただいたということになります。

また、令和5年度と比較しますと、部会開催数は2回多く、1回あたりの審議件数も、0.51件増えたという状況でございます。

下段の表は、令和6年度の北海道厚生局における年金記録訂正処理状況になります。

表の一番下の列の合計欄でご説明いたしますが、括弧内の36件は、令和5年度からの繰り越しした件数となります。これに、令和6年度中の受付件数59件を合わせた95件が、令和6年度中の処理対象となっており、このうち処分決定したものが74件、取下げ等は10件ということです。

決定が74件の内訳は、訂正（一部訂正含む）が52件で、不訂正が22件ということです。先ほどの不訂正事案22件と一致するかたちになりまして、差し引きした残り11件が、令和7年度への繰越件数となります。

続きまして、3ページから5ページですが、これは厚生労働省のホームページで毎月、更新・公表されている全国版の受付・処理状況の資料となります。

最初に3ページをご覧ください。

訂正請求に係る全国での受付・処理状況です。

記載されている件数は、令和7年2月の単月と、平成27年3月から令和7年2月までの累計件数となっております。

左側の単月の件数を見ますと、厚生年金保険の処理件数が582件で、そのうち日本年金機構の記録訂正が529件ですから、ほとんどが日本年金機構で記録訂正されていることが分かります。

また、国民年金事案は、厚生年金保険事案と比較しても、受付件数が国民年金は11件、厚生年金保険は360件ですので、30倍以上の差があり、国民年金事案の受付は相当少なくなっている状況にございますし、なかなか訂正になるという事例も少なく、不訂正と決定される事案が多い状況です。

資料にはありませんが、北海道厚生局においても、国民年金事案の処理件数が、令和4年度は6件、令和5年度は5件、令和6年度は8件、年間でこれだけの数字しかなく、いずれも不訂正となっておりますので参考までにお話ししておきます。

続いて4ページ、5ページをご覧ください。

こちら、令和7年2月の単月分と平成27年3月から令和7年2月までの各厚生局、厚生支局、分室の受付件数、処理件数を制度別等に区分した表です。

4ページの単月と5ページの平成27年度からの累計では、年度別の累計がないため、現在の状況が分かりづらいものとなっておりますが、参考程度に後ほどご覧いただければと思います。

6ページ以降の資料につきましては、昨年12月に開催されました、第12回社会保障審議会年金記録訂正分科会の資料を一部抜粋したものになります。

全体的には説明を省略させていただきますが、19ページ、右下にも大きいのがふつてありますが、真ん中のページ数で見ていただきますと、19ページから20ペ

ージには、審査請求関係が載っていきまして、21ページには訴訟関係が記載をされておりますので、参考までに見ていただければと思います。

最後になりますが、資料がなく恐縮ですが、北海道厚生局における審査請求の状況についてお話しさせていただきたいと思います。

令和5年度には、受付をした審査請求は2件ございまして、1件は令和5年度に棄却、1件は令和6年度に棄却となっております。

令和6年度に受付をした審査請求は3件ございまして、1件が棄却、2件は現段階において審理中となっておりますので、参考までにご報告したいと思います。

以上、簡単ではございますが、議題2についてのご報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○毛利会長

はい、ありがとうございました。

ただいまご説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

23 ページなんですけど、口頭意見陳述の実施状況（令和5年度）というのが（2）であって、これ、0 なんです。

○事務局（年金審査課長）

ごめんなさい、23 ページという。

○毛利会長

ごめんなさい、通し番号は18 ページ。右下に23 と書いてあるやつです。

○事務局（年金審査課長）

うちも、先ほど言ったとおり令和5年度は0 だったんですけど、他の局も0 なんです。

○毛利会長

全国的に0 だったってことですか。

○事務局（年金審査課）

そうです。

北海道はこれまで、そもそも受付も他局と比べると少なめなほうなので、口頭意見陳述の実施も少なくなるのは当たり前かなと思っているのですが、他局も0 なんです。

○毛利会長

ということは、昨年5件やったというのは、かなりすごい話に、全国的にも。

○事務局（年金審査課長）

ええ、来年同じような資料がまとまると思うんですけど、全体で6件とかで、うちだけが5件となるかもしれません。

○毛利会長

なるほど、そうですか。

○事務局（年金審査課長）

他局と同じやり方をしているんですよ。意思確認をして、というのはやっているはずなので。

○毛利会長

なるほど、そうだったんですね。

口頭意見陳述の申請数と実施数というのは何かで出るんですかね。

ここは、多分実施数だと思うんですよ。

○事務局（年金審査課長）

そうですね。

○毛利会長

口頭意見陳述は、申請しても実施するかどうかという判断が入って。

○事務局（年金審査課長）

判断は、数字では出ていないです。

○毛利会長

出ていないんですか。

○事務局（年金審査課長）

出ていないです。数字も本省から求められていないんですよ。

○毛利会長

集計段階でその数字を求められてないと。なるほど。

○事務局（年金審査課長）

なので、出てこないです。

○毛利会長

もしあったら、参考までに、ちょっと北海道が突出している感じがするので、皆さんの動向もどんなものかなというのが、分かればで結構ですけど、教えてもらえればと思います。

他に、皆さんのほうで何かございますでしょうか。

よろしいですかね。

今年度、平均 3.9 件というのは、ここ 10 年で見ると、かなりいい成績ということですかね。皆さんに頑張っていただいたお陰かと思います。

そうしましたら、他によろしいですかね。

次の議題にいきたいと思います。

【議題 3】 その他

○毛利会長

次の議題は、「その他」についてです。

冒頭、お話ししましたとおり、ここからは個人情報の保護等、本審議の運営に支障をきたすような内容の議論をいたしますので、「非公開」といたします。

《以後非公開》